

読書コーナー

『会計が動かす世界の歴史』なぜ「文字」より先に「簿記」が生まれたのか

会計史研究科、ブロッガー/ルートポート(Rootport)執筆 発行株KADOKAWA

私は会計事務所の職員として当然のことながら会計や簿記にほぼ毎日深い関わりを持っており、それ無くしては仕事にならない日々を過ごしております。歴史は高校時代に世界史の先生が臨場感溢れる授業をして下さったことから好きになり書籍を購入したり、テレビ番組でも歴史ものを好んで見えています。そんな私ですから「会計が動かす世界の歴史」というタイトルに魅かれて本書を購入したのだと思います。本書の内容をまとめると、会計や簿記といった道具を使って人間がどう生きてきたか、という「人と道具の物語」であります。スペイン王国の没落、株式会社の登場、バブル、産業革命といった現代にも通じる経済的なトピックを取り上げ、まるで小説のようにドラマティックな歴史を、会計や簿記を武器にどう人類が生き抜いてきたか、会計や簿記がどれだけ社会の発達と共にあったのかを、平易な文章で書いてあります。会計や歴史を知らなくても読み物として楽しめる内容だと思います。雑学の幅を広げるには格好の一冊だと思いました。(文責:高橋)



朝礼にて ~職場の教養~

毎日の朝礼で、社団法人 倫理研究所の「職場の教養」を輪読し、感想を述べています。その感想で、良かったものを紹介致します。

4/2(火) 始業前の余裕

Nさんは入社六年目で、ある業務のチーフを任されました。後輩と共に日々の仕事を進めています。ある日、上司に業務の進捗状況を聞かれ、予定より遅れていることを伝えました。上司からは、「仕事そのものよりも、まず仕事に取りかかる前に、準備を完全に終わらせるようにする」とのアドバイスを受けました。思い返してみると、いつも準備ができていないうちに慌ただしく仕事に取りかかり、参考資料を探すだけで一日が過ぎてしまう日もありました。上司は続けて、「五分前に準備が終わると、心にも余裕が生まれ、スムーズに仕事を進めることができる」と言いました。それからは、Nさんは準備をしっかり行うように意識しました。その結果、後れを取り戻す勢いで仕事が進みました。五分の心の余裕が、大きな時間短縮を生んだのです。そして、仕事そのものも楽しく進められるようになったのです。五分の意識を変えるだけで、もたらされた結果は、それ以上のものでした。

【今日の心がけ】よく準備をして仕事に取り組みましょう

よく「成功するかどうかの80%は準備で決まる(準備8割)」とされています。「段取り八分・仕事二分」も同じです。私は、職場の教養を読んだ後、考えさせられることが多くあります。私自身仕事において、準備が十分でなく、行き当たりばったりな行動になり、早く終わらせようと焦ったり、途中で細かいことにこだわったりで、結果につながらないことが過去何度もありました。仕事は複数人のチームで行うこととなりますので、全体をみて十分な準備をして取り組んでいきます。(文責:森平)

編集後記

4月は新年度がスタートする時期です。入学、進学、入社などでフレッシュな人たちがあふれるこの時期、気持ちも新たにがんばっていききたいと思います。(文責:赤田)

ひかり新聞

高橋税経グループ

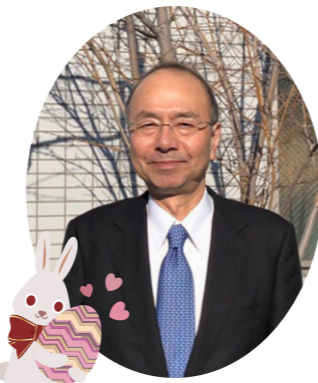
H&G ひかりアドバイザーグループ Tel: 027-361-5568(高崎)
■ひかり税理士法人 Tel: 03-5577-6353(東京)

■株群馬M&Aセンター ■相続手続支援センター群馬
Tel: 027-364-8040 Tel: 027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル 群馬共通FAX:027-361-9591
群馬URL: http://www.takahashi.co.jp/ E-mail: info@takahashi.co.jp



〒101-0047 東京都千代田区内神田1-3-1 トーハン第3ビル11F 東京FAX:03-5577-6354
東京URL: http://www.hikari-tax-tokyo.com/ E-mail: info@hikari-tax-tokyo.com



所長挨拶

陽春の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

先日ある講演会で、ガンジーの「七つの社会的罪」という話を聞きました。

言うまでもなくマハトマ・ガンジーは、インド独立の父として、また「非暴力、不服従」

を唱え、植民地解放や人権運動に多くの影響を与えた指導者として有名ですが、そのガンジーの慰霊碑に刻まれている言葉が、この「七つの社会的罪」だということです。

原文付きでご紹介しますと、

- 1. 「理念なき政治」(Politics without Principle)
2. 「労働なき富」(Wealth without Work)
3. 「良心なき快楽」(Pleasure without Conscience)
4. 「人格なき学識」(Knowledge without Character)
5. 「道徳なき商業」(Commerce without Morality)
6. 「人間性なき科学」(Science without Humanity)
7. 「献身なき信仰」(Worship without Sacrifice)

これらの右側の言葉(英語の原文では左側の言葉)、すなわち

「政治」「富」「快楽」「学識」「商業」「科学」「信仰」は、本来いづれも人間を幸福にするためのものですが、その前提として左側の言葉、「理念」「労働」「良心」「人格」「道徳」「人間性」「献身」など、人間として大切なこと、守らなければならないものがなければ、それらは言わば「社会的罪」となってしまうという戒めの言葉です

確かに、票の獲得のみを考える政治、貪欲な資本主義と言われるマネー競争、いまだに絶えない悪徳商法など、身の回りには様々な批判されるべき行為が氾濫しています。とは言え、私たちの心の中にも、それらを求めたり、少なくとも容認したりしていることが無きにも非ずというようなことはないでしょうか。

もうすぐ選挙の時期になりますが、国、地方ともに「理念なき政治」になっていないか、一選挙民としてよく見極める必要があると同時に、これらの言葉に込められている意味を、改めて自分自身のこととして振り替えることも大事なかもしれません。

新年度を迎え、フレッシュな新入社員や、新入学生を見かけることも増えてきます。

満開の桜のもと、私も新たな気持ちで本格的な春の訪れを喜びたいと思っています。

皆さまのご健康とご多幸をお祈りしております。



東京事務所



高崎事務所

Contents

- P1 所長挨拶・目次
P2-3 税務トピックス
P3 将軍の日
P4 読書感想文
P4 職場の教養
P4 編集後記

ひかり税理士法人 ～税務TOPICS～

受贈者の所得要件付加、残高への課税見直しの上 教育資金の非課税特例 2年延長

高齢者世代の保有する金融資産を早期移転させ、子育て世代の教育資金の確保と将来を担う人材育成につなげる目的で、一定の教育資金の贈与について贈与税を課さない、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(以下、制度)が設けられています。

この制度について、適用期限である平成31年3月31日を迎えるにあたり、平成31年度税制改正において、受贈者の所得要件設定や年齢制限の見直し等を行った上で、当該期限を2年間延長することが予定されています。以下、2月末日現在の情報に基づき、現行制度の概要と見直しの内容をご案内します。

現行制度の概要

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、年齢30歳未満の受贈者が一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属(祖父母など)から教育資金に充てるための贈与を受けた場合に、一定の手続きをとることで1,500万円まで贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達するなど一定の事由により契約が終了した場合に、教育資金として利用されなかった残高があるときは、その残高に対して贈与税が課されます。

平成30年9月末日現在、この制度の契約件数は200,055件、贈与された金額は約1兆4,333億円あります(信託協会調べ)。

見直しの内容

見直しが予定されているのは、下表のとおりです。これらの見直しは、「教育資金の範囲」と「残高に対する贈与税課税」を除き、平成31年4月1日から施行される予定です。

なお、同じく高齢者世代の保有する金融資産の早期移転を促す措置として設けられた、直系尊属からの子・孫への結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、受贈者の所得制限が設けられた上で、適用期限を2年間延長することが予定されています。

見直しの内容(2月末日現在の情報に基づく)

項目	現行	改正案
受贈者の所得要件	なし	合計所得金額1,000万円以下
教育資金の範囲※	年齢に関係なく一律適用	23歳以上の者の教育資金の範囲は、以下に限定 ・学校等に支払われる費用 ・学校等に関連する費用(留学渡航費等) ・学校以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるもの
贈与者死亡時の残高に対する相続税課税	なし	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が次のいずれかの場合を除き、 相続開始時の残高を相続財産に加算 ① 23歳未満である場合 ② 学校等に在学している場合 ③ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
残高に対する贈与税課税※	30歳到達時の残高に贈与税を課税	30歳到達時に上記②又は③に該当する場合は課税せず、②又は③に 該当しなくなった年の年末(40歳に達した場合にはその時点) の残高に対して贈与税を課税

(※)平成31年(2019年)7月1日からの適用 出典:財務省「平成31年度税制改正(案)のポイント」(平成31年2月) 一部編集

経営力向上計画による固定資産税の特例は3月31日取得分まで

Q

弊社は、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき機械装置を発注しましたが、製造遅れにより納期が平成31年4月以降になりそうです。4月以降の取得でも固定資産税の特例が適用できますか?

A

平成31年4月1日以後取得の場合には、**固定資産税の特例は適用できません。**

固定資産税の特例の概要

中小企業等経営強化法による「経営力向上計画」の認定を受け、当該計画に基づき新規取得した一定の設備には、税制上の優遇措置が用意されています。そのうちの1つが「固定資産税の特例」です。

固定資産税の特例とは、中小企業者等※1が平成31年3月31日までの間に、一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が**最大3年間2分の1に軽減**される制度です。当該特例は、期限をもって終了します。

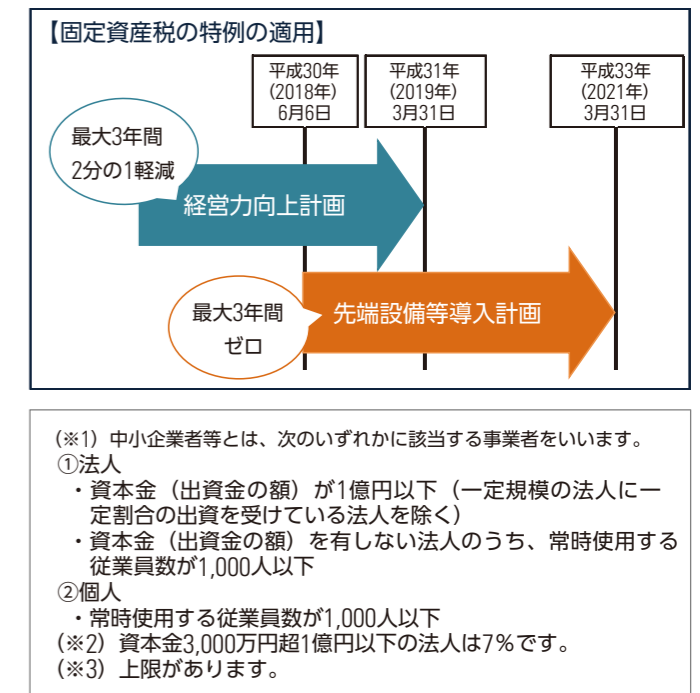
よって、ご相談のケースで、機械装置の取得が平成31年4月以降となった場合、当該特例を適用することはできません。

中小企業経営強化税制は2年延長

青色申告書を提出する中小企業者等※1が、認定を受けた「経営力向上計画」に基づき、平成31年3月31日までに一定の設備投資を行い、指定事業に利用した場合には、法人税(所得税)の計算上、即時償却又は取得価額の10%※2の税額控除※3を選択適用することができる税制(中小企業経営強化税制)があります。当該税制の適用期限は、平成31年度税制改正で2年間延長される予定です。そのため、ご相談のケースでの4月以降の取得に係る設備投資が、中小企業経営強化税制の適用要件に該当する場合には、当該税制の適用が可能です。

取得が4月以降は別の制度も検討

計画に係る固定資産税の特例といえば、中小企業者等※1が生産性向上特別措置法による「先端設備等導入計画」の認定を受け、当該計画に基づき一定の対象設備を取得した場合に、当該設備に係る固定資産税が、市町村の判断により**最大3年間ゼロ**となる特例が、平成30年6月6日からスタートしています。4月以降の設備投資に関しては、当該制度も検討されるとよいでしょう。



●●●●●●●● 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー) ●●●●●●●●

『将軍の日』とは 戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れた電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみたく、『将軍の日』と命名されました。

【日程】平成31年4月10日(水)※5月はお休みさせていただきます。※事前準備がございますので、10日前までにお申込ください。
 【時間】10:00～18:30
 【会場】群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル2F
 【受講料】54,000円(税込)/名 2名様以降5,400円(税込)

お問い合わせ: ひかり税理士法人
 027-361-5568 担当: 森平、堀口

先行経営 Tassei を行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とスレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。 【料金】月額 54,000円(税込)から